



# News Letter

平成31年3月20日  
発行  
第80号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

秋元 讓

### 医師国保加入者が他法人で兼業する場合の注意点について

かつて個人事業から医療法人へ移行した医師の先生方におかれましては、茨城県医師国保組合等の国保組合に加入したまま、厚生年金のみ加入されている方も多くいらっしゃると思います。この場合、健康保険料、介護保険料の多くは報酬連動せず、保険料を安く抑えられるというメリットがあるのは、皆様ご存知だと思います。ただし、こちらについては注意が必要であり、厚生労働省における疑義照会回答によれば、法人の国保組合加入者が他の法人の代表者、常勤役員、その他社会保険の適用対象労働者に該当した場合、法人である国保組合の組合員から脱退し、社会保険の二以上勤務者として、双方の法人で社会保険に加入することになってしまうのです。つまり、医療法人で医師国保に入っている方（医師だけでなくそれ以外の職種も含む）が、関連のMS（メディカルサービス）法人や社会福祉法人の代表者、常勤役員、その他社会保険の適用対象労働者であれば医師国保は脱退となるのです。クリニックの経営者である医師が社会保険適用の他の病院で常勤されている場合も同様となりますので、この辺りもご注意頂きたいところです。

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

飯塚 俊哉

### Q. 「振替休日」と「代休」の違いは？

A. 「振替休日」と「代休」は、日常的に混同した使い方がされているような印象がありますが、如何でしょうか？本来この二つは、全くの別物です。

「振替休日」とは、あらかじめ休日と定められていた日と、他の労働日を交換することで、いわば休日の移動です。例えば、「今度の日曜日に出勤してほしい、代わりに翌月曜日に休んでいいよ」と命令があった場合、当該日曜日は休日→労働日、月曜日は労働日→休日＝振替休日となります。日曜という休日が月曜に移動しただけですので、日曜・月曜ともに法定休日労働の割増賃金の支払いは発生しません。

休日の振替を行うためには、①就業規則に休日を振替えることがある旨の記載が必要 ②振替は事前に行う（休日労働をさせた後に、別の日を振替えて休ませる、は休日を振替えることにならない）という要件が必要です。

一方「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとすることを言います。例えば、「今度の日曜日に出勤してほしい。代わりに休みは後で暇なときに取ってね」と事後に与える休日のことです。事前に休日と労働日が交換されているわけではないので、当該日曜日は「休日労働」となり、休日労働の割増賃金を支払う必要があります。

「振替休日」と「代休」の意味を正確に理解し、正しい運用をなさってください。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

# 勤務環境マネジメントシステム

## 「現状分析」の集計をお手伝いします

医療勤務環境改善マネジメントシステム導入のモデル医療機関の募集については、既にご案内しているところですが、スタッフの意識や実態の現状把握にわずらわしさを感じている医療機関も多いことと思います。本支援センターでは、68項目からなる現状分析シートの集計業務をお手伝いいたします。

### 集計の流れ

- ① 支援センターよりスタッフの人数分のマークシート用紙が送付されます。
- ② 自院スタッフにマークシート用紙を配布し、記入された用紙を回収します。
- ③ 人数分を取りまとめ支援センターに送付します。
- ④ 数日後、集計結果として返却いたします。

詳しくは、茨城県医療勤務環境改善支援センターにお問い合わせください。

## 現状分析シート

※現状把握・課題抽出のための視点に関する自施設の状況について、「1. 十分に当てはまる」「2. 当てはまるが改善余地あり」「3. 全く当てはまらない」「4. 把握していない」のいずれかを選択してください。

領域	分野	No	分類	職場におけるあなたの実感を回答してください。 ※「成果」については前年との比較
		1		
		2		
		3		
		4		
	1)労働時間管理	5		
		6		
		7		

### 現状分析マークシート

該当する箇所を鉛筆で塗りつぶしてください。

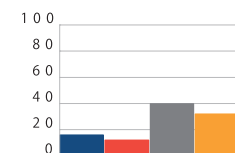
職種	<input type="radio"/> 医師	<input type="radio"/> コメディカル
	<input type="radio"/> 看護職	<input type="radio"/> 事務・その他

別紙の質問表を見て、各質問No.に「1.十分に当てはまる」「2.当てはまるが改善余地あり」「3.全く当てはまらない」「4.把握していない」の当てはまる番号の該当箇所を鉛筆で塗りつぶしてください。  
※回答欄は塗りつぶしの漏れがないようにお願いします。

	I 回答欄				II 回答欄				III 回答欄				III 回答欄				IV 回答欄							
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
問1	○	○	○	○	問18	○	○	○	○	問28	○	○	○	○	問47	○	○	○	○	問58	○	○	○	○
問2	○	○	○	○	問19	○	○	○	○	問29	○	○	○	○	問48	○	○	○	○	問59	○	○	○	○
問3	○	○	○	○	問20	○	○	○	○	問30	○	○	○	○	問49	○	○	○	○	問60	○	○	○	○
問4	○	○	○	○	問21	○	○	○	○	問31	○	○	○	○	問50	○	○	○	○	問61	○	○	○	○

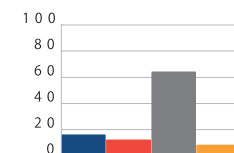
### 項目分析グラフレポート

#### QI\_回答1



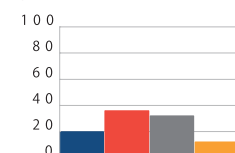
平均：2.88

#### QI\_回答2



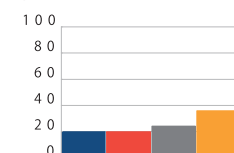
平均：2.64

#### QI\_回答3



平均：2.36

#### QI\_回答4



平均：2.76